

丸亀市生涯学習クラブ 登録要項

令和8年1月23日

1. 目的

本要項は、丸亀市生涯学習クラブ(以下「クラブ」という。)の活動について必要な事項を定めることにより、主体的に生涯学習活動を行う団体を支援し、本市における生涯学習活動の推進を図るとともに、クラブ登録制度を通じて、施設の適切な使用環境の形成に寄与することを目的とする。

2. 登録の要件

本要項におけるクラブとは、社会教育法の趣旨に基づき、生涯学習活動を行うことを主目的とし、学習成果を地域に還元し、地域活動を通じたまちづくりに寄与する団体とする。

(1)クラブは、次の要件を満たすものとする。

ア 会員同士が、活動内容、予算、役割分担等を話し合って団体を運営し、原則として会員の入退会を妨げないものであること。

イ 会員は、原則5人以上とし、半数以上は市内在住、在勤又は在学者とする。

ウ 講師謝礼が有料の場合、指導者(講師)は会員でないこと。

エ 会費は、必要経費以外の負担が生じない最小限度の額とし、材料費及びその他運営費についても不当な額を徴収せず、常に経理の状況を明らかにすること。

オ 代表者が未成年の場合は、保護者の同意を得て申請することとし、会員の中に成年の責任者を1人以上含めること。

(2)次に掲げる事項に該当しない団体であること。

ア 営利を目的とした活動又はそれに類した行為を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体

- ウ 特定の宗教を支持し、又は教派もしくは教団を支援する宗教活動を行う団体
- エ 企業、学校等に属するクラブ活動の団体
- オ その他、公序良俗に反する行為を行う団体

3. 登録の申請

クラブの登録を希望する団体は、次の申請書類を提出期限までに該当する提出先へ提出すること。

(1)申請書類等

書類	提出期限等
丸亀市生涯学習クラブ(登録・継続)申請書 (様式第1号)	申請対象年度の前年度の2月末日までに提出すること。
丸亀市生涯学習クラブ会員名簿 (様式第2号)	ただし、新規に登録を希望する場合は、申請対象年度途中であっても提出できるものとする。
活動計画書・予算書 (様式第3号)	
活動報告書・決算書 (様式第4号)	前年度の内容について、申請対象年度の5月末日までに提出すること。
ホームページ掲載用丸亀市生涯学習クラブ 団体紹介(様式第5号)	

(2)申請書類の提出先

- ア コミュニティセンター、飯山東小川公民館、飯山総合学習センター、まなび舎土居で活動する団体は、使用する部屋や時間帯等について、施設管理者と協議し承認を得た上で、施設管理者に提出すること。ただし、まなび舎土居の使用は令和8年8月末までとする。
- イ ア以外の施設で活動する団体は、市役所3階の協働推進部まなび文化課に提出すること。

4. 登録の許可等

- (1) 丸亀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、申請内容を審査し、許可する場合には、丸亀市生涯学習クラブ登録証(様式第6号)を団体へ交付するものとする。
- (2) 登録証の紛失等により再発行を希望する場合は、丸亀市生涯学習クラブ登録証再発行申請書(様式第7号)を協働推進部まなび文化課へ提出するものとする。

5. 登録内容の変更等

- (1) 活動する場所、曜日、時間帯、代表者等、登録内容を変更するクラブは、丸亀市生涯学習クラブ登録変更申請書(様式第8号)を提出すること。
- (2) クラブ登録を取り下げ又は休止するクラブは、丸亀市生涯学習クラブ登録(取下げ・休止)届(様式第9号)を提出すること。
- (3) 丸亀市生涯学習クラブ登録変更申請書及び丸亀市生涯学習クラブ登録(取下げ・休止)届の提出先は、3. 登録の申請(2)申請書類の提出先と同様とする。

6. 登録の取り消し

教育委員会は、クラブが登録の要件を満たさなくなった場合、施設の規定を遵守しなかった場合及び申請内容に虚偽の事実があった場合、登録を取り消すことができる。

7. 情報の公開

本市の生涯学習を推進する目的の範囲において、クラブの名称及び活動内容を公表するものとする。なお、代表者の氏名及び連絡先については、本人の同意を得た場合に限り公表するものとする。

8. 施設の使用回数

施設使用料の減免対象となる主たる活動場所は、原則1か所とし、1クラブあたりの施設使用回数は、次の通りとする。

- (1)1月の使用回数は、最大5回までとする。
- (2)1回の使用時間は、準備や片付けを含めて4時間以内とする。ただし、各施設の条例等で定められた午前、午後、夜間の時間区分内で行うこととし、時間区分を超えて使用する場合は、複数回の使用として取り扱うこととする。
- (3)対象となる施設は、3. 登録の申請(2)ア及び丸亀市民会館とする。

9. 施設予約の期間

3. 登録の申請(2)アの施設での活動における施設予約の期間は、各施設が定めるものとする。

10. 施設使用時の遵守事項

クラブが施設を使用する場合は、各施設の条例等で定めるもののほか、次のことを遵守すること。

- (1)使用時は、丸亀市生涯学習クラブ登録証を提示した上で、使用申請書の提出等、施設ごとに定められた手続きを行い、施設の承認を得ること。
- (2)各施設が定めた施設予約の期間に従うこと。
- (3)市又は施設の行事が予定されている場合は、施設管理者の指示に従い、クラブの活動日等を変更すること。
- (4)警報等の発令時等、災害が発生するおそれがある場合、施設管理者の指示に従い、活動を中止すること。
- (5)予定していた日時に施設を使用しない場合は、事前に施設へ連絡すること。

- (6)未成年が参加するクラブの活動は、成年の責任者が同席すること。
- (7)他の使用者や周辺住民等、他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8)施設や備品等を破損するおそれがある行為をしないこと。
- (9)施設や備品等を破損した場合は、速やかに施設に申し出て指示を受けること。
- (10)使用後は、片づけや清掃を行い、活動で生じたゴミは持ち帰る等、マナーを守って施設を使用すること。
- (11)クラブで使用する備品等を、施設内で保管しないこと。

11. 丸亀市民会館の使用

クラブが丸亀市民会館を使用する場合は、施設利用の手引きを参考の上、次のことに注意し、使用の申込み等を行うこと。

- (1)施設の年間予約は行っていないため、使用を希望する月ごとに申込みを行うこと。
- (2)令和8年9月から令和11年8月までの3年間に限り、8. 施設の使用回数の範囲内で、施設使用料が5割減額されるため、減免申請の手続きを行うこと。ただし、大ホール、小ホール、スタジオ A の施設使用料及び備品使用料は減額の対象外であるため、全額負担とする。